

道路法外の高速道路跨道橋の撤去助成制度の概要について

■ 助成制度の概要

老朽化した高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）の撤去を促進し、高速道路をご利用されるお客さまにとって、安全性の高い高速道路の実現に寄与することを目的に、地方公共団体等が管理する老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去を促進するための助成制度（以下、「助成制度」という。）を設けました。助成制度の活用を希望される地方公共団体等は、募集要項等に従い申請書を提出して下さい。

● 助成制度の対象事業

老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業（架け替えは除く）

● 助成制度の申請対象者

当社が管理する高速道路区域内において、道路法外の高速道路跨道橋を撤去しようとする地方公共団体等 ※ただし、当社との係争又は紛争等の継続中の事案がないこと

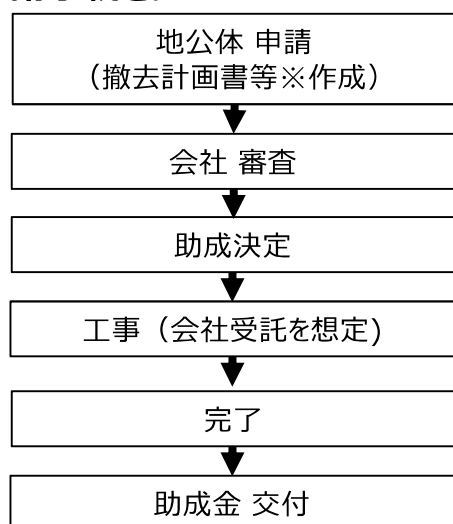
● 助成の額

申請された事業に係る外注・委託費用（調査・設計・工事費など事業実施に直接必要となる費用に限る。）の約 7 割を助成の対象 ※ただし、助成決定前の費用は含まない

● 応募期日

募集開始から約 1 年間

● 申請手続きフロー



※高速道路跨道橋の計画的な点検・補修等の計画等が必要。

募集事業の事業期間は、会社の資金調達、他工事の規制予定、受託体制の観点から概ね10年程度以内（ご希望を確認しながら撤去時期を判断します）。

助成制度の詳細は、管理する高速道路事務所等にお問い合わせください。

※当事業の財源は、加入する厚生年金基金が国の老齢厚生年金の代行部分を国に返上したことに伴い発生した厚生年金基金代行返上益を財源としています。

東高経企第25号

令和3年2月19日

各高速道路跨道橋管理団体の長 殿

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小島 徹

老朽化した高速道路跨道橋（道路法外）の撤去事業に関する助成制度について

拝啓 向春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊社の高速道路事業につきまして、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて今般、高速道路をご利用されるお客さまに対して、より一層安全性の高い高速道路を提供するため、地方公共団体等が管理する老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去の促進を目的とした、「老朽化した高速道路跨道橋（道路法外）の撤去事業に関する助成制度」を創設いたしました。別添要項を参照いただき、施設の点検結果や利用状況等を踏まえ、是非、積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

老朽化した高速道路跨道橋（道路法外）の撤去事業
に関する助成制度

募集要項

募集期間 : 2022年2月18日まで

2021年2月

東日本高速道路株式会社

目 次

1. 助成制度について
 - (1) 助成制度の目的
 - (2) 助成制度の対象事業
 - (3) 助成制度の申請対象者
 - (4) 助成の額
 - (5) 申請手続き等
 - (6) 応募期日
 - (7) 選考方法及び結果の通知
 - (8) 決定の取消し等
 - (9) 工事計画書
 - (10) 助成の方法
 - (11) 助成対象者の義務
 - (12) 事故等の届出
 - (13) 手続きの流れ
 - (14) 問合わせ先・申請書等提出先

2. 様式
 - (1) 申請手続きに用いる様式
 - 様式-1 ① 申請書
 - 様式-1 ② 計画書

1. 助成制度について

高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」という。）については、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路法上の道路においては国土交通省が撤去支援の取組みを行っています。

今般、東日本高速道路株式会社（以下、「当社」という。）では、加入する厚生年金基金が国の老齢厚生年金の代行部分を国に返上したことに伴い発生した厚生年金基金代行返上益を財源として、地方公共団体等が管理する老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去を促進するための助成制度（以下、「助成制度」という。）を設けました。助成制度の活用を希望される地方公共団体等は、本募集要項に従い申請書を提出して下さい。

(1) 助成制度の目的

この助成制度は、地方公共団体等が管理する老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去に係る費用を助成することにより、高速道路をご利用されるお客さまにとって、安全性の高い高速道路の実現に寄与することを目的としています。

(2) 助成制度の対象事業

老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業

※高速道路跨道橋の架替えに係る撤去は、本助成制度の対象外とします。

(3) 助成制度の申請対象者

当社が管理する高速道路区域内において、道路法外の高速道路跨道橋を撤去しようとする地方公共団体等（地方公共団体、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人）のうち、以下の条件を満たす者を助成制度の申請対象者とします。

①：当社との間に、係争又は紛争等の継続中の事案がないこと。

(4) 助成の額

申請された事業に係る外注・委託費用（調査・設計・工事費など事業実施に直接必要となる費用に限る。）の下記負担率に応じた額を限度として助成の対象とします。

ただし、当社が助成を決定する以前に要した費用は含みません。

助成額＝ $(1/3 + 2/3 \times 5.5/10 \times \delta)$ × 全体額

※ δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下、「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とします。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とします。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とします。

(5) 申請手続き等

助成を希望する地方公共団体等は、「老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する助成申請書（様式1-①）」及び「老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する計画書（様式1-②）」に、次の各号に掲げる事項を記載または書類を添付のうえ、応募期日までに当社へ提出してください。

○老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する助成申請書（様式1-①）

- ・ 地方公共団体等名、代表者及び連絡先
- ・ 助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の概要

○老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する計画書（様式1-②）

- ・ 申請者が管理する高速道路跨道橋の利用状況
- ・ 申請者が管理する高速道路跨道橋の諸元（建設年度、点検状況、耐震補強状況）
- ・ 申請者が管理する高速道路跨道橋の点検・補修年度計画
- ・ 申請者が管理する高速道路跨道橋の撤去理由及びその根拠（地元合意状況）
- ・ 存置する未利用の高速道路跨道橋に係る将来利用計画
- ・ 助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の点検報告書
- ・ 申請者が管理する高速道路跨道橋の図面等（位置図、一般図（平面図・縦断図・横断図）、現況写真）

応募は各地方公共団体等1回限りとします。

なお、申請に際しては、あらかじめ当社（管轄する管理事務所）と申請書類の内容について確認、調整したうえで提出してください。

(6) 応募期日

2022年2月18日（金）（当日消印有効といたします）

なお、道路法外の高速道路跨道橋の撤去時期については、申請者の撤去希望時期を踏まえ、当社により関係機関との調整や現地状況等を考慮し判断します（助成決定の日から概ね10年以内）。

(7) 選考方法及び結果の通知

当社において申請書類を審査のうえ、(6) 応募期日から2か月以内をめどに採否を決定し、申請者宛てに通知します。

審査は、申請書類の内容の妥当性、事業実施体制などを踏まえて行います。

また、助成総額には上限を設けるため、応募が多数あった場合には、その範囲内において選定する場合があります。

(8) 決定の取消し等

助成制度の対象として決定された地方公共団体等(以下、「助成対象者」という。)について、下記の事項が発生した時は、その決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更します。

- 1) 助成の決定の内容又はこれに付した条件違反
- 2) 決定後の事情変更により、助成対象者が事業を行うことが困難となったとき

(9) 工事計画書

助成対象者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した工事計画書を当社へ提出してください。

- 1) 工事概要
- 2) 計画工程表
- 3) 安全管理
- 4) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- 5) 緊急時の体制及び対応
- 6) その他当社が指定する事項

(10) 助成の方法

助成金は、対象となる道路法外の高速道路跨道橋撤去の施工が完了し、助成対象者が「(11) 助成対象者の義務4)」による高速道路跨道橋撤去工事・精算完了報告書、支給申請書等を当社に提出し、当社にて事業が適正に実施されたこと等を確認した後、支給申請書に基づき助成額を決定し、指定の口座への振り込みにより支給します。

(11) 助成対象者の義務

- 1) 当該事業を当社に委託した場合も含め、助成対象者が、当該撤去事業の実施に必要な地元住民を含めたすべての関係者に対する説明責任を果たして下さい。
※説明責任とは、当該撤去事業に関する地元地域の合意形成、諸課題の解決、撤去事業に必要な工事用敷地確保等事業実施に必要な一切の協議・調整を含みます。
- 2) 助成制度の対象として決定した場合においても、助成対象とする高速道路跨道橋の撤去が完了するまでの間、助成対象者は必要な点検・補修等の維持管理を

行ってください。

- 3) 助成対象者と高速道路株式会社法第一条に定める会社との間に、管理協定に係る協議が未了の物件（高速道路跨道橋をはじめとする工作物等）が存在するときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに協議を完了し、当該物件が本来管理者により適切に管理されなければなりません。
- 4) 助成対象者は、対象となる道路法外の高速道路跨道橋の撤去を完了した場合は、高速道路跨道橋撤去工事・精算完了報告書、支給申請書及び関連書類[工事契約書等（写し）、工事報告書、精算額のわかる費用内訳、工事前後の写真、助成金が税務上国等に対する寄附金であることを証する採納証明書]を提出して下さい。書式は、助成決定通知後に提示します。
- 5) 当社は事業実施途中においても、必要に応じ、報告（支出状況も含む）を求めることがあります。その場合は速やかに対応してください。

(12) 事故等の届出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく当社に届け出て下さい。当社で内容を検討し、その後の処置を助成対象者と協議します。

- 1) 助成事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき
- 2) 助成事業の事業費の増減が明らかになったとき
- 3) 助成事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき

(13) 手続きの流れ



(14) 問合わせ先・申請書等提出先

助成を希望する道路法外の高速道路跨道橋のある高速道路を所掌する当社管理事務所
(工務担当課長)宛て

東日本高速道路株式会社 宛

老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する助成申請書

地方公共団体等名 例) ○○県△△市	
代表者	役職 △△市長
	氏名 □□ □□
連絡先	住所 〒123-456 ○○県△△市本町 1-1-1
	所属 建設部建設課管理係
	役職 主査
	氏名 ○○ ○○
	TEL : 0123-45-0000 FAX : 0123-45-0000 E-mail : 0000@00.jp

助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の概要

番号	橋梁名	高速道路名	キロポスト	橋長(m)	幅員(m)	概算事業費(億円)	撤去希望時期(年度)
1	○○第四橋	○○自動車道	111.1	50.0	5.0	1.5	2021

※概算事業費は、助成決定後に行う外注・委託の調査・設計・工事費など事業実施に直接必要となる費用に限ります。

東日本高速道路株式会社 宛

老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する計画書

1. 申請者が管理する高速道路跨道橋の利用状況

番号	橋梁名	区分	高速道路名	利用有無	利用状況 (未利用状況)	撤去対象
1	〇〇第一橋	道路法外	〇〇自動車道	あり	今後も継続して利用	対象外
2	〇〇第二橋	道路法	〇〇自動車道	なし	現在未利用だが将来計画あり	対象外
3	〇〇第三橋	道路法	〇〇自動車道	あり	現在利用しているが将来不要	対象外
4	〇〇第四橋	道路法外	〇〇自動車道	なし	今後の利用計画なし	対象
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※申請地方公共団体等が管理する全ての高速道路跨道橋について、記載してください。

※利用状況等の説明資料が他にある場合は、添付してください。

2. 申請者が管理する高速道路跨道橋の諸元

(建設年度、最新の点検状況、耐震補強状況)

番号	橋梁名	区分	建設年度	最新の点検状況		耐震補強状況
				実施年度	点検結果	
1	〇〇第一橋	道路法外	1976	2017	Ⅲ <small>(「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)」の区分、以下も同じ)</small>	補強済み
2	〇〇第二橋	道路法	1976	2018	Ⅱ	補強不要
3	〇〇第三橋	道路法	1976	2019	Ⅱ	未補強
4	〇〇第四橋	道路法外	1976	2020	Ⅲ	未補強
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※申請地方公共団体等が管理する全ての高速道路跨道橋について、記載してください。

3. 申請者が管理する高速道路跨道橋の点検・補修年度計画

番号	橋梁名	区分	2020	2021	2022	2023	2024	備考 (対策内容/着手・完了年度/全体事業費)
1	〇〇第一橋	道路法外	補修		点検			塩害による下部工のひび割れ (断面修復/2020 着手・2021 完了/1.0 億)
2	〇〇第二橋	道路法				点検		
3	〇〇第三橋	道路法					点検	
4	〇〇第四橋	道路法外	(点検済)					塩害による下部工のひび割れ
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※申請地方公共団体等が管理する全ての高速道路跨道橋について、記載してください。

※補修方法の説明資料がほかにある場合は、添付してください。

◆点検・補修の計画年度及び補修方法については、東日本高速道路株式会社〇〇支社〇〇事務所【担当：〇〇課〇〇課長】と調整済であることを申し添えます。

4. 申請者が管理する高速道路跨道橋の撤去理由及びその根拠（地元合意状況）

番号	橋梁名	区分	撤去理由及びその根拠（地元合意状況）
1	〇〇第四橋	道路法外	・再開発により当該跨道橋への道がなくなったため利用者がいない（利用できない）。 ・地元説明会を開催し撤去に反対するものはいなかった（地元合意済み）。議会承認については助成決定後速やかに実施予定。

※1で、撤去対象とした申請地方公共団体等が管理する全ての高速道路跨道橋について記載してください。

※撤去理由を裏付ける資料がほかにある場合は、添付してください。

5. 存置する未利用の高速道路跨道橋に係る将来利用計画

番号	橋梁名	区分	将来の利用計画
1	〇〇第二橋	道路法	跨道橋の利用者がいなくなり、現在利用していないが、隣接地が再開発中のため再開発完了後には利用再開予定。
2	〇〇第三橋	道路法	過疎化により利用する地域住民が減少傾向にあるため、その推移を見極め検討中。 加えて、撤去に関して利用者の合意が得られていない。

※1で、利用が無く撤去対象としていない高速道路跨道橋、もしくは将来未利用となる見込みで撤去対象としていない高速道路跨道橋について記載してください。

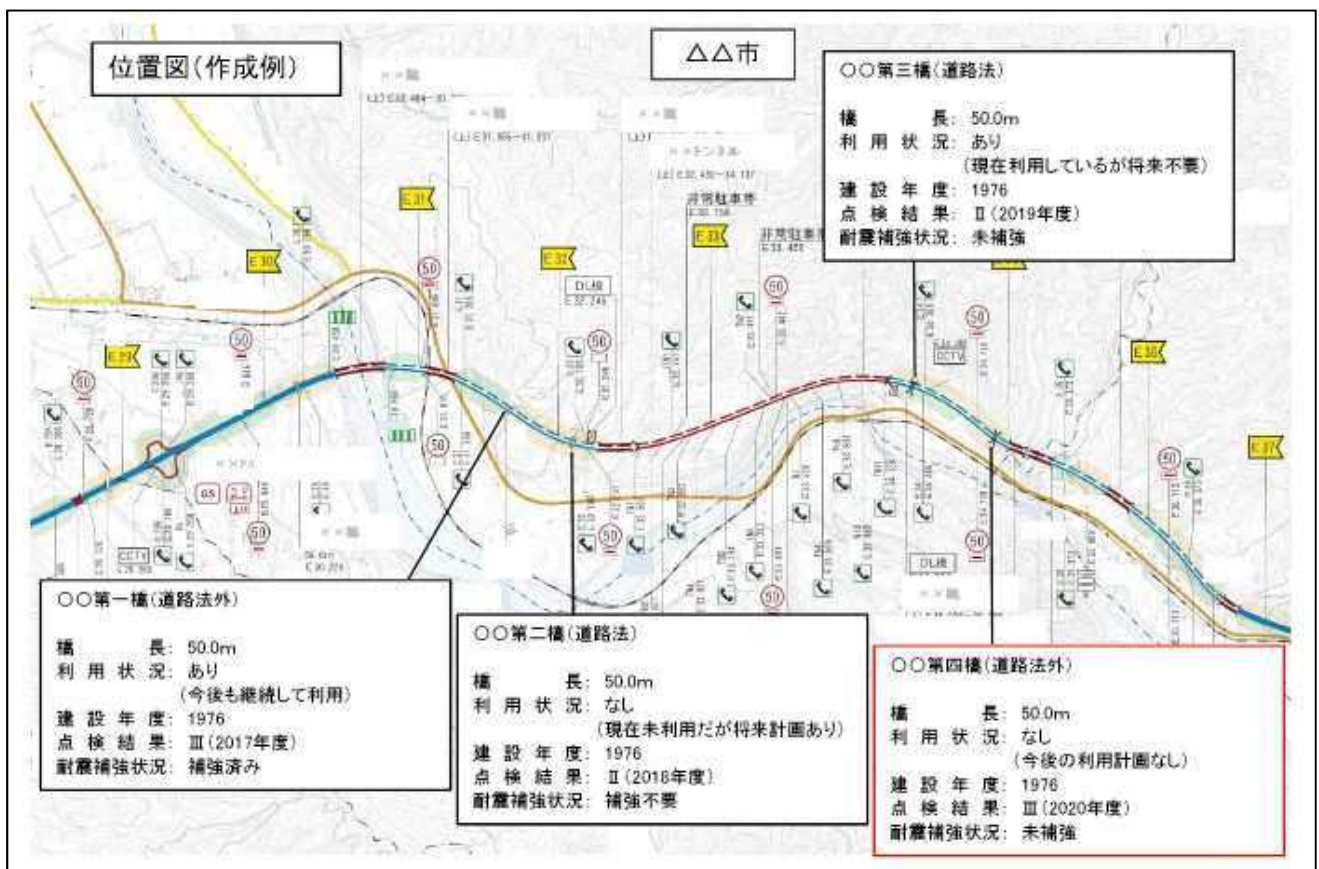
※将来の利用計画を裏付ける資料がほかにある場合は、添付してください。

6. 助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の点検報告書

《過年度の点検実績がある場合に直近の点検結果報告書（写し）を1部別に添付して下さい》

7. 申請者が管理する高速道路跨道橋の図面等

《申請者が管理する全ての高速道路跨道橋の位置図（橋梁名、橋長、利用状況、建設年度、点検結果、耐震補強状況も合わせて明示して下さい）、助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の一般図（平面図・縦断図・横断図）・現況写真を別に添付して下さい》



申請書類チェック表

※申請書類とともに提出して下さい

申請者 チェック欄	書類等名	部数	会社 チェック欄
	老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する助成申請書（様式1-①）	1部	
	老朽化した道路法外の高速道路跨道橋の撤去事業に関する計画書（様式1-②）	1部	
	【別紙】助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の点検報告書（写し）	1部	
	【別紙】助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の位置図（写し）	1部	
	【別紙】助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の一般図（写し）	1部	
	【別紙】助成申請対象とする道路法外の高速道路跨道橋の現況写真（写し）	1部	
	（その他添付資料の有無）	1部	
	申請書類チェック表	1部	